

○厚生労働省告示第百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第二号イ(1)の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第二号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七

号) 第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。) を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

別表

区分	科目			
講義 及び 演習	講義 及び 演習	時間数		
	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 運営管理に関する講義	三	三	
十一	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 地域援助技術に関する講義及び演習	十三	三	